

神戸大学非公認課外活動団体による活動についての申し合わせ

平成 26 年 3 月 3 日 学生委員協議会決定

平成 28 年 11 月 2 日 一部改正

(趣旨)

1. 神戸大学（以下「本学」という。）における非公認課外活動団体（以下「サークル団体」という。）の活動については、この申し合わせに基づいて取り扱うものとする。

(定義)

2. サークル団体とは、本学の施設を利用して継続的に活動することを目的とし、2名以上の本学学生が主体となって自由意志により結成した団体であって、この申し合わせに基づいて届け出た団体をいう。

(設立)

3. サークル団体を新規に設立しようとする学生は、次の事項を記載した「サークル団体設立届」を学長に提出しなければならない。

- (1) 団体名称
- (2) 代表者名
- (3) 設立趣意書
- (4) 会員名簿
- (5) 年間活動計画書
- (6) その他参考となる資料

(継続)

4. サークル団体は、毎年6月末日までに次の事項を記載した「サークル団体継続届」を学長に提出しなければならない。

- (1) 団体名称
- (2) 代表者名
- (3) 会員名簿
- (4) 年間活動計画書
- (5) その他参考となる資料

(学内施設の使用)

5. サークル団体は、別表1に掲げる体育施設の使用抽選会に参加し、許可を受けて使用することができ、別表2の体育施設についても許可を受けて使用することができる。また教室については、管理部局の許可を得て使用することができる。

(学外の活動)

6. サークル団体が学外で宿泊を伴う活動等を行おうとする場合は、「学外活動届」を事前に学長に提出しなければならない。

(ハラスメントの防止等)

7. サークル団体は、「国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、活動中の会員によるハラスメントを防止するよう努めなければならない。また、「未成年者飲酒禁止法」に基づき、未成年の会員が飲酒することを禁止し、活動の機会にその違反を招く会員があれば制止しなければならない。

(処分)

8. サークル団体が第4項及び第7項を遵守しない場合、又は本学の秩序を乱し、若しくは社会的に批判を受けると判断されるような不適切な行動をとった場合は、学生委員協議会の議を経て次の措置をとることがある。

- (1) 警告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 活動の停止 本学の施設の利用を有期又は無期で禁止すること。

(3) 資格の取消 サークル団体としての資格を取り消すこと。

(その他)

9. この申し合わせに関し必要な事項が生じた場合は、その都度学生委員協議会の議により定めるものとする。

附 則

この申し合わせは、平成 26 年 3 月 3 日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成 28 年 11 月 2 日から適用する。

別表 1 体育施設（第 5 項関係）

体育施設名	団地名
第一体育館	鶴甲 1
第二体育館	鶴甲 1
体育館	鶴甲 2
グラウンド	鶴甲 1
グラウンド	鶴甲 2
テニスコート	鶴甲 2

別表 2 体育施設（第 5 項関係）

体育施設名	団地名
小体育館	鶴甲 1
武道場（養心館）	鶴甲 1
テニスコート	鶴甲 1
ハンドボールコート	鶴甲 1